

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問2（情）第5号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別記1に掲げる部分については開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和2年4月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「本郷処分場に関する1許可書、2内部協議書、3申請者への指導書、4申請者からの回答文書、5関係機関との協議文書、6有識者会議との協議文書、7現地調査等の記録文書及び関係者との協議文書等の許可にかかわるすべての文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、別記2に掲げる行政文書を特定し、条例第10条第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年5月14日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和2年7月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び「再弁明承諾および質問」と題する書面で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が本件処分において部分開示した行政文書のうち、「〇〇 産業廃棄物処理施設設置許可申請書指摘事項等」(以下「本件対象文書」という。)の「(アセス関係) (目次の2のみ)」の17ページの欄の全ての情報が不開示とされている(この不開示部分を以下「本件不開示部分1」という)。「該当箇所」、「項目」、「内容」、「対応状況」及び「備考(再指摘日)」の欄の全てが不開示となっていては、環境アセスメントに関してどのような指摘がされたかを知ることができない。

本件処分に係る通知書の「開示しない部分及びその理由」欄に列記されている事項のうち、「他の行政機関が行う許認可等に関する情報」や「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人における通例として公にしないとされているもの」がこの理由になるかと思われるが、環境アセスメントという客観的資料に関してこの理由が適用されることはあり得ないと考える。

- (2) 本件対象文書の「(図面等関係) (目次の3-1~3-14)」の8ページの「3-3 設計計算書、構造仕様書」中、「No.」欄の「22」の行において、「①それぞれの土えん堤について、・・・」との指摘に対して、「対応状況」欄中の左側の列は空欄となっていて、未整備事項ということになる。「対応状況」欄中の右側の列の情報も不開示とされている(この不開示部分を以下「本件不開示部分2」という)。このため、その経緯も知ることができない。上記(1)で述べたように、不開示にする理由はなく開示すべきである。

もともと、この事項が未整備ということを確認するのであれば、そもそも、本件処分の対象文書により審査された〇〇(以下「本件事業者」という)に対する産業廃棄物処理施設設置許可自体が取り消されるべきものであることを明示していることになる。

- (3) 本件対象文書の「(図面等関係) (目次の3-1~3-14)」の12ページの

「3-4維持管理に関する計画書」中、「15その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」の行において、「指摘内容又は回答内容」欄の情報の後半部分是不開示とされている（この不開示部分を以下「本件不開示部分3-1」という。）。「対応状況」欄中の左側の列は空欄となっていて、未整備事項ということになる。「対応状況」欄中の右側の列の情報も不開示とされている（この不開示部分を以下「本件不開示部分3-2」といい、本件不開示部分3-1及び本件不開示部分3-2を「本件不開示部分3」と総称する。）。このため、その経緯も知ることができない。

展開検査という重要な指摘事項に対する対応状況を開示すべきである。

実施機関からの指摘に対応しない本件事業者に対しては、産業廃棄物処理施設設置許可自体を取り消すべきものであることを明示していることになる。

- (4) 本件対象文書の全体について、「対応状況」欄中の右側の列の情報が不開示とされている（この不開示部分を以下「本件不開示部分4」といい、本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3及び本件不開示部分4を「本件不開示部分」と総称する。）。「対応状況」欄中の左側の列において「済」とされている事項について不開示とする理由は、上記(1)で述べた「開示しない部分及びその理由」欄に列記されている事項のいずれにも該当しないと考える。
- (5) 生命等に関する情報は開示されるべきである。実施機関は弁明書において、環境アセスメントに関連した資料に対して、条例に規定する不開示理由が適用されないという根拠はなく、記載内容が条例第10条各号に該当した場合は不開示としていると述べている。

条例第10条各号の不開示情報のただし書として、「ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定されている。

環境省による廃棄物処理施設生活環境影響調査指針においても、その第1章で、「生活環境影響調査は、許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基

づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである」、「施設が周辺的生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を予測し、そしてその結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等が検討されるものであり、施設の計画作成のために、生活環境影響調査は極めて重要な作業といえるものである」等と述べられていることは、産業廃棄物処理施設設置許可申請における生活環境影響調査が、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する根拠であり、「環境アセスメントに関連した資料に対して、この理由が適用されないという根拠は条例にはない」という実施機関の主張は成り立たない。

(6) 実施機関が再弁明書で追加した不開示理由については承諾する。

もともと公人ではない人の個人情報や法人等の資産状況まで開示を求めたものではない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関は、令和3年10月19日付けで再弁明を行い、本件不開示部分4の一部について、6のとおり、不開示理由を追加した。

##### 1 本件不開示部分の不開示理由等について

本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3-2及び本件不開示部分4は、条例第10条第7号に規定する任意提供情報に該当するものとして、また、本件不開示部分3-1については、条例第10条第3号に規定する事業活動情報に該当するものとして、それぞれを不開示とした上で、本件処分を行った。

なお、令和2年1月29日付けで、他者から、本件対象文書と内容が重複する開示請求があったため、条例第15条第1項の規定により、同年2月12日付けで、本件不開示部分4を開示することについて本件事業者に対して意見照

会したところ、開示に反対する旨の意見書が提出された。

このように、本件不開示部分4を不開示として開示決定した経緯があることから、本件請求については意見照会を省略し、同様に不開示とした。

## 2 本件不開示部分1について

審査請求人は、『他の行政機関が行う許認可等に関する情報』や『実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人における通例として公にしないとされているもの』がこの理由になるかと思われるが、環境アセスメントという客観的資料に関してこの理由が適用されることはあり得ないと考える」と主張しているが、環境アセスメントに関連した資料に対して、この理由が適用されないという根拠は条例にはなく、記載内容が条例第10条各号の不開示情報に該当した場合には不開示としている。

本件不開示部分1は、第三者である本件事業者への指摘項目ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2第3項の規定による有識者会議での資料として、公にしないとの条件で本件事業者から任意に提供された資料に関する情報であり、条例第10条第7号の不開示情報に該当することから不開示とした。

本件不開示部分1のうち、実施機関が記入した「該当箇所」、「項目」、「内容」、「対応状況」及び「備考」の欄についても、本件事業者からの任意提供資料に関するものであるため、不開示とした。

なお、「No.」欄の列及び最下段（「対応状況」欄中の右側の列の情報を除く）について、開示すべき箇所を不開示としていたため、開示する。

## 3 本件不開示部分2について

本件不開示部分2は、実施機関からの要請により、公にしないとの条件で第三者である本件事業者から任意に提出された情報であることから、条例第10条第7号の不開示情報に該当する。そして、上記1のとおり、本件事業者から本件不開示部分2を含む本件不開示部分4の開示について反対する旨の意見書が提出されていることも踏まえ、本件不開示部分2を不開示とした。

審査請求人は、「対応状況」欄中の左側の列は空欄となっていて、未整備事項ということになる」と主張しているが、これは条例第10条各号の不開示情報への該当性について判断する内容ではないことから、本件審査請求の争点ではなく、不開示部分を開示する理由とはならない。

「対応状況」欄中の左側の列が空欄である理由は、指摘事項が別シートに移行したことによるもので、当該指摘事項について本件事業者が対応済みであることを確認している。

さらに、審査請求人は、未整備事項であることを認めるのであれば、産業廃棄物処理施設設置許可が取り消されるべき旨を主張しているが、これは開示請求に係る内容ではなく、本件審査請求の争点ではないため、不開示部分を開示する理由とはならない。

#### 4 本件不開示部分 3 - 1 について

審査請求人は、本件不開示部分 3 - 1 について、「展開検査という重要な事項に対しての指摘に対する対応状況を開示すべき」と主張しているが、本件不開示部分 3 - 1 は、本件事業者の事業活動に関する情報が記載されているため、条例第10条第3号の不開示情報に該当し、不開示とした。

審査請求人は、「対応状況」欄中の左側の列は空欄となっていて、未整備事項ということになる」と主張しているが、これは条例第10条各号の該当について判断する内容ではないため本件審査請求の争点ではなく、不開示部分を開示する理由とはならない。

さらに、審査請求人は、未整備ということ認めるのであれば、産業廃棄物処理施設設置許可自体が取り消されるべき旨を主張しているが、これは開示請求に係る内容ではなく、本件審査請求の争点ではないため、不開示部分を開示する理由とはならない。

なお、本件不開示部分 3 - 1 に記載している指摘事項は、法令等に基づかない行政指導によるものであるため、本件事業者が対応しなかったことをもって産業廃棄物処理施設設置許可が取り消されるものではない。

#### 5 本件不開示部分 4 について

審査請求人は、本件不開示部分4（本件不開示部分3-2を含む。以下この項において同じ。）の不開示理由について、本件処分に係る通知書の「開示しない部分及びその理由」欄に列記されている事項のいずれにも該当しないと主張している。

本件不開示部分4の情報は、実施機関の要請により、公にしないとの条件で第三者である本件事業者から任意に提供されたものである。

また、本件事業者からの申請に限らず、産業廃棄物処理施設設置許可の申請者が実施機関の指導に応じて任意に記載した事項について、文書開示を前提とした場合、当該申請者が具体的な内容を記載しないおそれがあることから、通例として不開示としている。

以上のことから、本件不開示部分4は、条例第10条第7号の不開示情報に該当し、上記1のとおり、本件事業者から本件不開示部分4の開示について反対する旨の意見書が提出されていることも踏まえ、不開示とした。

## 6 不開示理由の追加について

### (1) 条例第10条第2号

「(図面等関係)(目次の3-1～3-14)」の6ページの「No.」欄の「12」の行の「対応状況」欄中の右側の列に記載された本件事業者の担当者名は、特定の個人が識別される情報であるため、条例第10条第2号の個人情報に該当する。

### (2) 条例第10条第3号

「(アセス関係)(目次の2のみ)」の3ページの「No.」欄の「9」の行の「対応状況」欄中の右側の列に記載された本件事業者の委託先企業名は、本件事業者の営業等に関する情報である。また、「(添付書類関係)(目次の4～9)」の2ページの「No.」欄の「5」の記載内容の一部は、本件事業者の財務に関する情報であり、内部管理に関するものである。これらは、公にすることにより、本件事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の事業活動情報に該当する。

## 第5 審査会の判断

## 1 本件請求について

本件請求は、本件事業者が廃棄物処理法に基づき実施機関に対して行った安定型産業廃棄物最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可申請（以下「本件許可申請」という。）に係る行政文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、別記2に掲げる行政文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、実施機関が別記2で特定した行政文書のうち、本件対象文書の本件不開示部分については条例第10条各号の不開示情報に該当しないと主張している。

一方、実施機関は、本件不開示部分は条例第10条第2号、第3号及び第7号の不開示情報に該当すると主張している。

このうち、上記第4の6のとおり、実施機関が条例第10条第2号及び第3号の不開示情報に該当するとして不開示理由を追加した本件不開示部分4の一部については、上記第3の2(6)のとおり、審査請求人は開示を求めている。

よって、以下、当該部分を除き、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 条例第10条第3号及び第7号の不開示情報について

#### ア 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

ここで、「正当な利益を害する」かどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護

するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨を規定している。

イ 条例第10条第7号について

条例第10条第7号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則不開示としている。

ここで、「公にしないとの条件」は、実施機関が情報の提供者から情報の提供を受ける際に、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されているものをいい、実施機関が当該条件を了解していることが必要である。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかないで、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は個人そのものではなく、当該法人等又は個人が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして判断することを意味し、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種等において、公にしないとする慣行が存在するかを判断することになる。

「当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件が付された時点における諸事情を基本にして不開示の条件を付すことの合理性を判断することを意味する。

同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨を規定している。

(2) 本件対象文書及び本件不開示部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、実施機関の職員が本件許可申請に係る申請書類の内容を審査するに当た

って、本件事業者に対して申請書類の内容に関して指摘した事項と、当該指摘事項に対する本件事業者の回答等の対応状況が記載されていた。

これらは、申請書類の種類ごとに、表頭に「No.」、「該当箇所」、「項目」、「内容」、「対応状況」及び「備考」と表示された欄からなる表に記載されている(申請書類の種類によっては、「項目」に相当する部分に「指摘項目又は質問」、「内容」に相当する部分に「指摘内容又は回答内容」、「備考」に相当する部分に「備考(再指摘日)」と記載されているが、以下、それぞれ単に「項目」、「内容」及び「備考」と表記することとする。)。このうち「対応状況」欄は、さらに左右の列に分けられている。左側の列には、「済」の文字が記載されている場合があり、これは、実施機関からの指摘に対して本件事業者が対応済みであることを示している。右側の列には、本件事業者の回答が記載されている。

本件不開示部分4は、本件対象文書の「対応状況」欄中の右側の列の全ての情報が不開示とされている。

本件不開示部分1は、「(アセス関係)(目次の2のみ)」と題する部分に記載された表の最後の4行であり、「対応状況」欄中の右側の列の情報(本件不開示部分4の一部)も含め、全ての欄の情報が不開示とされている。

本件不開示部分2は、「(図面等関係)(目次の3-1~3-14)」と題する部分のうち、「3-3設計計算書,構造仕様書」の項目の「No.」欄が「22」の行に記載された「対応状況」欄中の右側の列の情報(本件不開示部分4の一部)が開示とされている。

本件不開示部分3-1は、「(図面等関係)(目次の3-1~3-14)」と題する部分のうち、「3-4維持管理に関する計画書」の項目の「No.」欄の「15」の行に記載された「内容」欄の情報の後半部分が、本件不開示部分3-2は、同一の行にある「対応状況」欄中の右側の列の情報(本件不開示部分4の一部)が開示とされている。

(3) 本件不開示部分1, 本件不開示部分2, 本件不開示部分3-2及び本件不開示部分4の不開示情報該当性について

ア 実施機関は、本件不開示部分1, 本件不開示部分2, 本件不開示部分3-2及び本件不開示部分4は、本件事業者から任意に提供されたもの

であるため、条例第10条第7号の不開示情報に該当すると主張している。

なお、実施機関は、上記第4の2において、「No.」欄の列及び最下段の情報を開示するとしている。実施機関に確認したところ、最下段の情報とは、本件不開示部分1の前ページの最下段に記載しているものであり、「対応状況」欄中の右側の列の情報を除いて開示済みであるとのことであったため、以下、本件不開示部分1については、「No.」欄の不開示部分を除いた部分について判断する。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、それぞれの不開示部分には、次のような内容の情報が記載されていることを確認した。

(ア) 本件不開示部分1

本件不開示部分1には、本件事業者が作成した環境アセスメントに関する資料についての実施機関の修正等の意見と、当該意見に対する本件事業者の回答が記載されていた。

(イ) 本件不開示部分2

本件不開示部分2には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）等との整合についての実施機関の意見に対する本件事業者の回答が記載されていた。

(ウ) 本件不開示部分3-2

本件不開示部分3-2には、本件事業者による展開検査マニュアルの作成等に関する実施機関の意見に対する本件事業者の回答が記載されていた。

(エ) 本件不開示部分4

本件不開示部分4には、本件不開示部分1の一部、本件不開示部分2及び本件不開示部分3-2が含まれており、本件許可申請に係る申請書類の全体にわたって、実施機関の意見に対する本件事業者の回答が記載されていた。

ウ 本件対象文書に記載された実施機関の意見のうち不開示とされているのは、本件不開示部分1及び本件不開示部分3-1に記載されている部分であり、その他の実施機関の意見は既に開示されている。いずれに

しても、これらの実施機関の意見は、本件許可申請の許可権限を有する実施機関が、本件許可申請の申請者である本件事業者に対して、本件許可申請に関する書類の補正を求めたものであり、行政指導（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する行政指導を指す。以下同じ。）に当たるものと認められる。

そして、行政指導は法的拘束力を持つものではないから、上記イ(ア)から(エ)までの本件事業者の回答は、本件事業者から実施機関に対して任意に提供されたものに該当する。

しかしながら、これらの情報が任意に提供されたものであっても、許可権限を有する実施機関が、申請書類が法令上の基準に合致するよう行った補正指導又は法令上の定めのないものであっても、許可権者として許可手続において必要と判断した上で行った補正指導に対する許可申請者の回答という本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3-2及び本件不開示部分4の情報としての性格、これらが提供された状況を考慮すると、本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3-2及び本件不開示部分4は、情報の提供者が公にしないとの条件を付すことが合理的であると認められるものとはいえない。

エ 以上のことから、本件不開示部分1、本件不開示部分2、本件不開示部分3-2及び本件不開示部分4は、条例第10条第7号の不開示情報には該当しないため、実施機関はこれを開示すべきである。

(4) 本件不開示部分3-1の不開示情報該当性について

実施機関は、本件不開示部分3-1について、本件事業者の事業活動情報であるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当するとしている。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分3-1には、本件事業者による展開検査マニュアルの作成等に関する実施機関の意見が記載されていた。

実施機関に確認したところ、展開検査マニュアルとは、産業廃棄物収集運搬業者等によって廃棄物が処分場に持ち込まれた時に、処分場の設置者が当該廃棄物を展開して混入物を目視により検査する際に利用されるものであるとのことだった。そして、展開検査マニュアルの作成を義務付け

る法令等はなく、その作成が一般的な対応であるとまではいえないものの、処分場の設置者が展開検査マニュアルを作成し、それに基づき処分場の運営を行っているということは、適切な展開検査に努めようとしているという評価ができるとのことだった。

そうすると、本件不開示部分3-1は、本件事業者の事業活動情報ではあるが、公にすることで、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまではいうことはできない。

以上のことから、本件不開示部分3-1は、条例第10条第3号の不開示情報には該当しないため、実施機関はこれを開示すべきである。

#### (5) その他

審査請求人は、本件許可申請に係る実施機関による審査手続の妥当性等についても主張している。

しかしながら、当審査会は審査請求に係る行政文書の開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、実施機関による事務手続そのものの是非等について判断する権限を有するものではない。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

条例第7条第3項の規定によれば、「実施機関は、(中略) 開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない」とされている。これは、開示決定等に係る通知書に、行政文書を開示しない理由(該当条項の明示を含む。)等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けたものである。

しかしながら、実施機関は、本件処分に係る通知書に、開示しない部分及び理由を包括的に記載しており、本件処分において不開示とした部分のうち、どの部分がどのような理由で条例第10条各号に該当するのかが個別具体的に明らかにされているとはいえない。

今後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、条例の趣旨を踏まえ、不公開とした部分及び理由をできるだけ具体的に記載すべきである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

## 別記 1

「〇〇 産業廃棄物処理施設設置許可申請書指摘事項等」の次の部分については開示すべきである。

記載箇所	開示が妥当であると判断する部分
「(申請書関係)(目次の1のみ)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分
「(アセス関係)(目次の2のみ)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分(3ページの「No.」欄の「9」の行の2行目16文字目から3行目1文字目を除く。)
	17ページの不開示部分
「(図面等関係)(目次の3-1~3-14)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分(6ページの「No.」欄の「12」の行の4行目5文字目及び6文字目を除く。)
	12ページの「指摘内容又は回答内容」欄の不開示部分
「(添付書類関係)(目次の4~9)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分(2ページの「No.」欄の「5」の行の2行目及び3行目を除く。)
「(図面等指摘番号3-3の22 安定計算に係る別紙)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分

## 別記 2

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇厚生環境事務所環境管理課長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請書について（報告）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け産業廃棄物対策課長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請書について（報告）」

〇〇 産業廃棄物処理施設設置許可申請書指摘事項等

〇〇年〇〇月〇〇日付け環境県民局長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可申請に係る告示及び縦覧の手続きについて（依頼）」

様式第51号(1)産業廃棄物処理施設審査表

様式第51号(3)産業廃棄物最終処分場の構造基準及び維持管理基準に係る審査表【安定型】

〇〇年〇〇月〇〇日付け環境県民局長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可申請に係る告示及び縦覧の手続きについて（依頼）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け西部東厚生環境事務所長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る縦覧について（依頼）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇厚生環境事務所長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る生活環境の保全上の見地からの意見聴取について（照会）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る生活環境の保全上の見地からの意見聴取について（照会）」

〇〇安定型産業廃棄物最終処分場設置に係る有識者会議（第1回） 資料（別紙、廃棄物処理施設設置に係る事務手続きのフロー図（資料2）、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（資料3）、生活環境影響調査書の概要（資料4）

復命書（令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る有識者会議（第1回） 会議録（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る有識者会議（第1回） 会議録（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇最終処分場計画地に係る現地調査

〇〇安定型産業廃棄物最終処分場設置に係る有識者会議（第2回） 資料（別紙，廃棄物処理施設設置に係る事務手続きフロー図（資料1），第1回有識者会議における質疑に対する対応について（資料2），関係市及び利害関係者からの意見に対する対応について（資料3）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇年〇〇月〇〇日付け環境県民局長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇厚生環境事務所長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）」

産業廃棄物処理施設設置許可証

別記 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 10 月 5 日	・ 諮問を受けた。
令和 3 年 6 月 25 日 (令和 3 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 7 月 30 日 (令和 3 年度第 4 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 8 月 27 日 (令和 3 年度第 5 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 9 月 29 日 (令和 3 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 10 月 29 日 (令和 3 年度第 7 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 11 月 26 日 (令和 3 年度第 8 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁 護 士
金 谷 信 子	広 島 市 立 大 学 教 授
山 田 明 美	広 島 修 道 大 学 准 教 授